

議第十八号

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について  
右の議案を別紙のとおり、栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十六年二月二十日

提出者 栃木県議会議員 岩崎信

栃木県条例第  
号

栃木県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例  
(昭和五十六年栃木県条例)

栃木県議会議長 三森文徳様

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

石螺相齊琴阿中関五相齋山佐  
十

坂良馬藤寄部島谷畑馬藤口藤

真昭憲孝昌寿暢一政淳恒

一

一人一明男一宏之幸二郎夫良

第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表字都宮市・上三川町の項中「河内郡上三川町」を「上三川町」に改め、同表栃木市・岩舟町の項中「栃木市・岩舟町」を「栃木市」に改め、「及び下都賀郡のうち岩舟町」を削り、同表鹿沼市・西方町の項中「鹿沼市・西方町」を「鹿沼市」に改め、「及び上都賀郡西方町」を削り、同表小山市・野木町の項中「下都賀郡のうち」を削り、同表那須原市・那須町の項中「那須郡のうち」を削り、同表さくら市・塩谷郡の項中「及び塩谷郡」を「、塩谷町及び高根沢町」に改め、同表那須烏山市・那珂川町の項中「那須郡のうち」を削り、同表芳賀郡の項中「芳賀郡の」を「益子町、茂木町、市貝町及び芳賀町の」に改め、同表下都賀郡北部の項中「下都賀郡北部」を「壬生町」に改め、「下都賀郡のうち」を削り、同表備考中「郡及び」を削り、「平成二十二年三月一十九日」を「平成二十六年四月五日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日以後に初めて行われる一般選挙から施行する。